



寺院が知っておきたい法律知識

宗教法人運営のための法律入門④

備付書類の閲覧請求があった場合

宗教法人は、信者その他の利害関係人から備付書類の閲覧請求があったときは、閲覧に正当な利益があり不当な目的でない限り、これを閲覧させなければなりません（宗教法人法第25条3項）。

ここで上記の「正当な利益」「不当な目的」について説明します。

正当な利益 継続的に財産基盤の維持形成に貢献している檀信徒や門徒など、管理運営上の役職である総代、宗教上の地位にある僧侶、包括・被包括宗教法人などが宗教法人の適正な運営に資するという利益や、債権者、保証人などが債権を確保するという利益をいいます。

不当な目的 宗教法人を誹謗中傷する。情報を第三者に不当に流す。恐喝等不当に財産的利益を得ようとするような目的をいいます。

また、備付書類とは先月号（No.602）でご紹介した【図I】(1)①の部分にあたります。従って、これ以外の財産台帳、総勘定元帳・金銭出納帳、月次試算表・精算表、剰余金処分計算書、預貯金通帳、収益事業の申告書などは対象外なので、信者その他の利害関係人に閲覧させる義務はありません。

【図I】 宗教法人の持っている情報

(1) 法人そのものに関する情報

① 備付書類 (宗教法人法第25条2項)	A 規則及び認定書
	B 役員名簿
	C 財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表(収支計算書と貸借対照表は作成しているときのみ)
	D 境内建物に関する書類(財産目録に記載されていない境内建物についてののみ)
	E 議事録及び事務処理簿(事務処理簿は宗教活動以外のもの)
	F 公益事業を行っているときは、その事業に関する書類(公益事業以外の事業を行っている場合も含む)

宗教法人にはそれぞれの役割があります。

物事を決定する人	⇒ 責任役員
行動する人	⇒ 代表役員
決定とおり行動したか反省する人	⇒ 監事

宗教法人は必ずしも監事を置かなくてもよいとしていますから、責任役員や代表役員、もしくは総代が監事の役割を果たしている寺院もあります。このように宗教法人には、関係する人が複数いますから、それぞれの人が職務を遂行するために、事実に関する認識を共有しておく必要があります。そこで、必要最低限の書類を作成して備え付けなければならないとされているわけです。

事務所に備え付ける書類等は、原則として作成された最新のものです。ただし、認証書については設立時からのものをすべて備え付けておきます。また、議事録や事務処理簿については、少なくとも前年度分について備え付ける必要があるとされています。

次号では、閲覧請求の手続きについて述べてみます。

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修